

京都府総合教育センターカリキュラムルーム利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府総合教育センターカリキュラムルーム（以下「ルーム」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用対象)

第2条 ルームの利用対象は、原則として京都府内（京都市を除く。）の公立学校教職員とする。

(受付)

第3条 ルームを利用しようとする者は、受付で受付名簿等に必要事項を記入し、利用許可を受けるものとする。

(施設等の利用等)

第4条 前条に規定する利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、ルームに設置の各種教育関係資料及び設備（以下「施設・設備等」という。）を開室時間内に自由に利用できるものとする。ただし、施設・設備等の一部特定の利用者による独占的利用は認めないものとする。なお、開室時間は当面の間午前9時から午後5時とする。

2 利用者は、施設・設備等を利用した後は、必ず元の状態に戻してから退室しなければならない。

3 ルームの利用に係る使用料は、原則として無料とする。ただし、利用者により一部実費相当額の負担を求めることがある。

4 利用者により、ルームの設置目的に反すると認められる行為等があった場合には、利用許可を取り消し、直ちに退室を命じることがある。

5 ルームでの飲食は禁じる。

(資料等の貸出し)

第5条 ルームに設置した各種教育関係資料の一部は、受付において所定の手続きを経て、貸し出すことができる。

2 貸し出し期間は2週間とする。

(実費弁償)

第6条 利用者が施設・設備等を毀損、滅失等した場合は、当該利用者に対し、実費弁償を求めることがある。

附 則

この規程は、平成19年7月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月25日から施行する。